

別表第1（第7条関係）

違反処理基準

①屋外における火災予防に危険な行為等（消防法第3条関係）

概要要件	処理基準					事例/履行期限等	
	一次措置	概要要件	二次措置	概要要件	三次措置		
次の行為又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防活動に支障になると認めるもの	1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第3条）	第36条に該当するもの	告発（法第45条両罰規定の適用あり）			<p>【事例】 （行為の禁止）</p> <p>○火花を発する行為を、可燃性蒸気（ペーパー）が発生又は滞留している場所（塗装工場、自動車修理工場、ゴム工場等の屋外、新築工事中の建物の敷地内等）で行っているもの（禁止、消火の準備）</p> <p>○工事現場などで、不燃シート等で建築物の木（造）部分を養生せずに火花を発する行為を行っているもの（たき火の禁止）</p> <p>たき火の炎が、木造家屋の壁体等に接し、その部分が炭化しているもの</p> <p>注 たき火の禁止を命じる「炭化」の判断について</p> <p>ア 炭化部分の剥離、灰化し始めた状態</p> <p>イ 断続的なたき火による炭化</p> <p>（行為の禁止、消火の準備）</p> <p>○危険物又は可燃物の付近で花火をしているもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
	2 残火、取灰又は火粉の始末	残火、取灰又は火粉の始末（法第3条）	第36条に該当するもの	告発（法第45条両罰規定の適用あり）			<p>【事例】 （残火の始末）</p> <p>○神社の境内において実施したどんど焼き後、後始末が不完全のまま行為者がその場を離れたもの</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>

<p>3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件</p>	<p>物件の除去その他の処理(法第3条)</p>	<p>第36条に該当するもの</p>	<p>告発(法第45条両罰規定の適用あり)</p>		<p>【事例】 (危険物の除去) ○屋外において、オートバイ(廃車)のタンクからガソリンが漏れベーパーが発生しているもの。 (物件の除去) ○焼却炉に接して可燃物が大量に放置されているもの ○少量危険物が無届かつ条例の基準に適合せず貯蔵されているもの 注 法第3条における「みだりに存置」とは、その物件の所有者、管理者又は占有者にそれをその場所に置いておく意思が現在もあり、また、その物件について多少の管理もなされていると認められず、ほぼ放置と同様の状態にあることをいう。 【履行期限】 原則、即時</p>
<p>4 放置され、若しくはみだりに存置された物件</p>	<p>物件の除去その他の除去(法第3条)</p>	<p>第36条に該当するもの</p>	<p>告発(法第45条両罰規定の適用あり)</p>		<p>【事例】 (物件の除去、整理) ○避難器具が設置されている建物において、避難空地から道路等に通ずる避難通路が通行不能となる物件が存置されている場合 ○敷地内の店舗出入口前に置かれた避難上通行不能となる大量の物品の放置 【履行期限】 原則、即時</p>

②防火対象物における火災予防に危険な行為等（消防法第5条関係）

概要要件	処理基準					事例/履行期限等	
	一次措置	概要要件	二次措置	概要要件	三次措置		
防火対象物の位置、構造設備又は管理について次の状況が認められるもの	1 火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】 （改修命令）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厨房設備等の燃料配管に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの ○変電室等を区画している壁、柱、床又は天井が可燃材で造られているもの ○配分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの ○ネオン管灯設備の高電圧部分が漏電しており、周囲の可燃材に着火危険のあるもの ○厨房設備の排気ダクトに自動消火装置の設置義務があるが、設置されておらず、かつ、油が滴り落ちているもの（工事の停止又は中止命令） ○塗装工事中（シンナー使用）において溶接作業を行っているもので、法第5条の3に基づく吏員の措置命令に従わないもの <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする ・工事の停止又は中止は、直ちに行うことを命じる
	2 消火、避難その他の消防の活動に支障になると求める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防火設備が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良になっているもの ア 縦穴区画に設けられた防火戸、防火シャッター若しくは防火ダンパー 等が撤去され又は全く機能を失っているもの

			措置命令 (法第5 条)	合	<p>イ 機能不良（自火報連動防火戸の連動不良、ドアチェックの取り外し）</p> <p>ウ 鉄製の防火戸を木製等の扉に変更しているもの</p> <p>エ 防火戸をボルト等で固定し閉鎖できないもの</p> <p>○ 堅穴区画の壁が撤去され若しくは破損しているもの</p> <p>○ 配管貫通部等の埋め戻しが不完全なもの</p> <p>○ 避難施設が設置されていないもの又は構造不適若しくは機能不良となっているもので、避難に重大な支障をきたしているもの</p> <p>ア 階段の出入口の防火シャッターが破損変形等により機能不良となっているもの</p> <p>イ 階段室等を他目的に使用するため、改装、その他構造等を変更して構造不適となったもの</p> <p>ウ 階段の改変、破損又は腐食により構造耐力が保持されていないもの</p> <p>エ 階段部分に扉等を設置し施錠することにより当該階段が通行不能となっているもの</p> <p>オ 階段、出入口、廊下、通路等の避難上障害となる工作物が設置されているもの</p> <p>カ 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっているもの</p> <p>注1 改装を伴わない管理についての措置を命じるものは、「⑤防火管理関係違反」で処理する</p> <p>注2 令別表第1（六）項に掲げる防火対象物等、使用停止命令によっては当該対象物の入院患者等に多大な負担を強いるおそれのあるものは、法第5条の除去命令が不履行の場合、使用停止命令でなく代執行を行う</p> <p>【履行期限】</p> <p>改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする</p>
--	--	--	--------------------	---	--

3 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】 ○防災性能を有する防災対象物品を使用していないもので、火災が発生した場合延焼拡大のおそれがあるもの。ただし、次に示すものについて適用除外とする ア スプリンクラー設備により有効に警戒されているもの イ 内装、区画等から判断して延焼拡大危険が少ないと認められるもの</p> <p>【履行期限】 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする</p>
4 その他火災予防上必要があると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	

③防火対象物における火災予防に危険な行為等（消防法第5条の2関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
1 法第5条等の規定により必要な措置を命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分ではなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては、履行されても当該期限までに完了する見込みがない	使用禁止命令等（法第5条の2・第1項第1号）					<p>【適用要件の意義】 事例については、法第5条第1項、第5条の3第1項、第8条第3項、第8条第4項、第8条の2第5項、第8条の2第6項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項の規定の事例欄によるが、これらの規定に基づいて必要な措置が命じられたにもかかわらず、次のa～cの場合で営業活動を継続している場合など火災予防危険、人命危険等</p>

<p>め、引き続き火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合</p>				<p>が引き続き存する場合に措置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 履行されない 避難障害となる物件の除去を命じたが、何も措置をしていないもの b 履行が十分でない 複数の設備の改修命令に対して履行期限内に全ての設備についての改修が完了していないもの c 履行期限までに完了していない 改修工事、消防用設備の設置工事の工事発注が完了しているが、未だ工事に着手しておらず、履行期限までに工事が完了する見込みがない <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法第5条の3第1項による除去命令の発動後、避難障害となる商品が除去されず、その後も商品を搬入する等により、除去命令時に設定した履行期限内に除去することが不可能で使用停止命令を行わなければ人命危険が排除できない場合 ○法第17条の4第1項による自動火災報知設備設置命令後に、大売り出し等の催物を開催していることにより、防火対象物の収容人員が急激に増加し、火災発生を早期に発見しなければ、逃げ遅れによる人命危険が予想される場合 ○法第17条の4第1項による屋内消火栓設備設置維持命令後、履行期限が過ぎても改修されることなく、かつ、消防用設備等点検結果の報告が引き続きなされておらず、当該防火対象物の主要構造部、防火区画若しくは階段の構造が不適切又は機能不良で、火災が発生すれば逃げ遅れによる人命危険が予想される場合 <p>【履行期限】 原則、即時</p>
--	--	--	--	--

<p>2 法第5条等の規定による命令によつては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合</p>	<p>使用禁止命令等 (法第5条の2・第1項第2号)</p>					<p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○火気使用設備の使用に際して壁体等に炭化が広範囲に発生しており、その出火危険が著しく高いもの（炭化の判断は、木材等の可燃物であれば火、熱により変色しているもの） ○小規模雑居ビルで、次のアからウのいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 階段内にビニール、プラスチック系の可燃物が大量にあり、上階の防火戸が撤去され、かつ、避難器具が設置されていないもの イ 火気使用場所の存する階の防火戸が撤去され、かつ、当該階より上階で複数の無窓階の防火戸が撤去されているもの ウ 利用者がエレベーターのみで移動する建物で、階段が重量物で塞がれ、かつ、避難器具等が設置されていないもの ○個室型店舗で、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ア 非常用進入口や排煙設備である窓等の開口部が塞がれ使用不能となっており、かつ、排煙設備及び非常用照明装置が設置されていないもの イ スプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能が失われているもの <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>3 法第5条等の規定による命令によつては、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>使用禁止命令等 (法第5条の2・第1項第</p>	<p>第36条に該当するもの</p>	<p>告発法第45条両罰規定の適用あり</p>	<p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○次に掲げるいずれかの違反又は事実が併存していて消防活動の支障又は人命の危険が大きいもの <ul style="list-style-type: none"> ア 防火管理業務が適正に行われていないと認められるもの

認める場合

2号)

- ・ 厨房設備の燃料配管等に老化、劣化又は接続部のゆるみがあり、燃料漏れのおそれがあるもの
- ・ 排熱筒が木部に接近しており、継続使用すれば火災が発生するおそれがあるもの
- ・ 廃分電盤の開閉器、配線用遮断器、電線、機器等の絶縁不良、漏電又は異常過熱等があるもの
- ・ 劇場・百貨店等において、大売り出し等の催物により混雑が予想されるとき、避難誘導等に対応する係員が適正に配置されていないもの
- ・ 定員を著しく超過しているにもかかわらず入場制限等の必要な措置を行っていないもの（入場者の滞留により、避難通路から出入口に容易に到達できない場合等）

イ 防火対象物全般に設置義務のあるスプリンクラー設備（スプリンクラー設備の設置義務のないものは設置義務のある屋内消火栓設備及び自動火災報知設備）が大部分に設置されていないもの又はその機能を失っているもの

ウ 主要構造部の構造が構造不適なもの、防火区画若しくは避難施設等（廊下、避難階段、出入口、排煙設備、非常用照明装置）が設置されていないもの又はこれらのものが過半にわたり構造不適若しくは機能不良となっているもの

【履行期限】

原則、即時

注1 「機能を失っているもの」とは、機能不良の程度が著しく、ほとんど未設置と同様の状態にあるものをいう

注2 「過半にわたり」とは、階ごとの過半又は防火対象物全体での過半をいう

注3 火気使用設備自体の火災危険により、使用停止命

令の措置を行う場合は、火災発生危険を考慮して、当該設備のみを使用停止の対象とする

④防火対象物における火災予防に危険な行為等（消防法第5条の3関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
1 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	第36条に該当するもの	告発法第45条両罰規定の適用あり	【事例】 (行為の禁止) ○防火対象物の塗装中（シンナー使用）において喫煙行為をしているもの (物件の使用禁止) ○可燃性ガスが滞留する場所でガスコンロ等を使用しているもの (行為の禁止) ○修繕行為を行うため、少量危険物取扱所等において、火花を発生する機器を用いているもの (物件の使用禁止) ○ガスコンロの炎が壁体に接し、その部分が炭化しているもの 【履行期限】 原則、即時
2 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末（法第5条の3）	一次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	第36条に該当するもの	告発法第45条両罰規定の適用あり	【事例】 (残火の始末) ○炭火焼きを行う飲食店で、赤熱部が露出した炭を可燃物の直近に放置しているもの 【履行期限】 原則、即時
3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置され燃焼のおそれ	物件の除去その他の処理（法	一次措置が不履行で、かつ、	③の一次措置による（法第5	第36条に該当するもの	告発法第45条両罰規定の適	【事例】 (物件の除去) ○防火対象物内において少量危険物が無届かつ条例の基準に適合

<p>のある物件</p>	<p>第 5 条の 3)</p>	<p>③ の適用要件に該当する場合</p>	<p>条の 2)</p>		<p>用あり</p>	<p>せず貯蔵されているもの</p> <p>○階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫又はクローゼット代わりに使用し、下記の物件のいずれかが存置されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品 ・大量な化繊の衣装 ・ボンベが装填された状態で大量の携帯コンロ又は大量のボンベ本体 ・古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物 <p>○使用中の火気使用設備の上方の棚にボンベが装填された状態の携帯コンロが存置されているもの</p> <p>注 1 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤防火管理関係違反」において処理する（「備考 違反処理基準の運用 5 参照」）</p> <p>注 2 法第 5 条の 3 における「みだりに存置」とは、その物件を置くことが法令に違反している状態、又はその物件を置くことに正当な理由（荷物の搬出入、工事中又は作業中等であって、その作業等に関係ある者がその場におり、その者により直ちに移動、除去等が行える等）があると認められない状態にあることをいう</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>4 放置され若しくはみだりに存置された物件（3 の物件を除く）</p>	<p>物件の整理又は除去（法第 5 条の 3）</p>	<p>一次措置が不履行で、かつ、③ の要件に該当する場合</p>	<p>③ の一次措置による（法愛 5 条の 2）</p>	<p>第 36 条に該当するもの</p>	<p>告発法第 45 条両罰規定の適用あり</p>	<p>【事例】 （物件の整理、除去）</p> <p>○物件が存置されていることにより、一人でさえ通行することが困難なもの</p> <p>○上記のほか、消火、避難その他の消防活動に支障となるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火戸の閉鎖障害となる物件存置 ・特別避難階段附室、非常用エレベーター附室の消防活動の障害となる物件存置 ・非常用進入口の障害となる物件存置

						<ul style="list-style-type: none"> ・屋内消火栓設備の使用障害となる物件存置 <p>注 事例に該当しないが繰り返し違反等管理上不備があるものは、「⑤防火管理関係違反」において処理する（「備考 違反処理基準の運用 5」参照）</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
--	--	--	--	--	--	--

⑤防火管理関係違反（消防法第8条第1項関係）

摘要要件		処理基準				事例/履行期限等		
		一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件		三次措置	
1	防火管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条第3項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>注1 防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる</p> <p>注2 防火管理者再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防火管理者として選任されている者が、再講習の課程を修了していない場合は防火管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防火管理者として再度選任し、又は別に甲種防火管理者の資格を有する者を防火管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある</p> <p>【履行期限】 2週間から1か月程度を目安とするが、防火管理者講習及び防火管理者再講習の日程を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする</p>	
2	防火管理業務不適正	消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【履行期限】 2週間以内 （防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に2週間を加えた期間以内とする）</p>

				要件に該当する場合	条の2)	
消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による (法第5条の2)	【事例】 ○自衛消防隊の編成等計画の内容が実態と著しく異なるもの 【履行期限】 2週間以内 (防火管理者未選任と併存する場合には、防火管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする)
消火、通報及び避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による (法第5条の3)	【事例】 ○消火・避難訓練を1年以上実施していないもの 【履行期限】 1か月以内(規模、用途に応じて設定する)
消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検、整備未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第8条第4項)	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による (法第5条の2)	注 ベル停止、電源遮断、操作障害等の維持管理が不適正なもので、違反を指摘したにもかかわらず関係者が即是正の意思を示さないもの若しくは是正してもすぐに繰り返し違反を行うものなど悪質なものは一次措置の適用要件とする 【事例】 ○消防計画に定める消防用設備等又は特殊消防設備等の点検及び整備が未実施なもの 注1 点検により重大な機能不良個所が指摘され、報告時までには是正されていない場合は、「⑧消防用設備等に関する基準違反」により処理する 注2 自動火災報知設備、スプリンクラー設備、屋内消

						<p>火栓設備又は2種類以上の設備の点検未実施が場合は、二次措置を行う</p> <p>【履行期限】 点検及び整備未実施については、点検及び整備内容により期限を設定する</p>
<p>火気使用又は取扱いに関する不適正</p> <p>火気使用器具、電気器具等の管理</p>	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】 ○火気使用器具等の周囲の可燃材からの距離が基準値未満のもの ○天蓋に設けられているグリスフィルターから油が滴り落ちているもの 注 消防法令違反の有無を問わず、適法な防火対象物に対しても、可燃材の炭化等が認められる場合は、③（法第5条の2）の措置による</p> <p>【履行期限】 1か月以内</p>
<p>指定場所における喫煙等の制限</p>	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】 ○劇場等その他消防長（消防署長）が指定する場所で、解除承認を受けずに、又は解除承認後に承認内容に違反して裸火等の使用、若しくは危険物品の持ち込みを行っているもの 注 使用禁止命令を行う場合は、解除承認を撤回してから措置する</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
<p>避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正</p>	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令（法第8条第4項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【事例】 防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの ○堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッターに何らかの処置（くさび等）をし、閉鎖できなくしているもの</p>

					当する場合	<p>○階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの</p> <p>○出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの</p> <p>注1 火災の予防に危険又は避難障害となっているもので、改修を要するものは②防火対象物における火災予防危険行為により処理する</p> <p>注2 再三の繰り返し違反等が場合は、二次措置を行う（「備考 違反処理基準の運用 5」参照）</p> <p>【履行期限】 2週間以内</p>
--	--	--	--	--	-------	---

⑥統括防火管理関係違反（消防法第8条第2関係）

摘要要件		処理基準				事例/履行期限等		
		一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件		三次措置	
1	統括防火管理者未選任	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条の2第5項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>注 統括防火管理者として届出されていないが、選任され実質的に防火管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>【履行期限】 2週間から1か月程度を目安とする。</p>	
2	統括防火管理業務不適正	全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	選任命令（法第8条の2第6項）	二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合	③の一次措置による（法第5条の2）	<p>【履行期限】 2週間から1か月程度を目安とする。 (統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に2週間から1か月程度加えた期間とする。)</p>

<p>全体についての消防計画が不適正なもの</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>選任命令（法第8条の2第6項）</p>	<p>二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合</p>	<p>③の一次措置による（法第5条の2）</p>	<p>【事例】 ○全体についての消防計画の内容が実態と著しく異なるもの 【履行期限】 2週間から1か月程度を目安とする。 （統括防火管理者未選任と併存する場合には、統括防火管理者未選任の履行期限に2週間から1か月程度加えた期間とする。）</p>
<p>避難又は防火上必要な構造及び設備の管理不適正</p>	<p>警告</p>	<p>警告事項不履行のもの</p>	<p>選任命令（法第8条の2第6項）</p>	<p>二次措置が不履行で、かつ、③の適用要件に該当する場合</p>	<p>③の一次措置による（法第5条の2）</p>	<p>【事例】 共用部分の防火設備、避難施設の維持管理に係る基準違反に該当するもの ○堅穴区画に設けられた防火戸、防火シャッターに何らかの処置（くさび等）をし、閉鎖できなくしているもの ○階段、出入口、廊下、通路に物件が存置されているもの ○出入口の内外に近接して椅子、テーブル等の物件が存置されているもの 注1 火災の予防に危険又は避難障害となっているもので改修を要するものは、「② 防火対象物における火災予防の危険な行為等（消防法第5条関係）」により処理する。 注2 再三の繰り返し違反等がある場合は、二次措置を行う。 【履行期限】 2週間以内</p>

⑦防火対象物点検報告（消防法第8条第2の2及び第8条の2の3関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
防火対象物点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	警告	期限までに警告事項不履行のもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第8条の2の2第4項）	第36条に該当するもの	告発	【事例】 ○点検の基準に適合せず、適合する旨の表示をしているもの 【履行期限】 原則、即時
防火対象物点検の特例認定を受けていないにも関わらず消防法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの	警告	期限までに警告事項不履行のもの	表示の除去又は消印を付すことの命令（法第8条の2の2第4項）			【適用要件の意義】 ①防火対象物点検報告義務対象物であるもの ②防火対象物点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、法第8条の2の3第7項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの。 【履行期限】 なし
1 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第8条の2の3第1項による認定の取り消し（法第8条の2の3第6項）					【適用要件の意義】 形式的に適用要件に該当すれば、直ちに処理する。 【履行期限】 なし
2 法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの						
3 法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						

⑧自衛消防組織の設置に関する違反（消防法第8条の2の5関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
自衛消防組織が未設置であるもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令（法第8条の2の5第3項）	二次措置が不履行でかつ③の適用要件の該当する場合	③の一次措置（法第5条の2）	<p>注1 自衛消防組織として届出されていないが、設置され実質的に自衛消防組織として必要な活動を行うことができると認められる場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>注2 自衛消防業務再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に自衛消防組織の統括管理者として置かれ届出されている者が、再講習の課程を修了していない場合は、自衛消防組織の設置基準にしたがって設置されていない状態となるため、速やかに再講習を受講させ、又は別に自衛消防組織の統括管理者の資格を有する者を統括管理者として置いて自衛消防組織変更届出書を消防長又は消防署長に届出させる必要がある。</p> <p>【履行期限】 2週間から1か月程度を目安とするが、自衛消防業務新規講習及び再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p>

⑨消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反（法第17条第1項又は第3項関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
消防用設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正のもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令、改修命令又は維持命令（法第8条の2の	二次措置が不履行でかつ③の適用要件の該当する場合	（法第5条の2）	<p>【措置対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技術基準に従って設置されていないと認めるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 全体に未設置 イ 一部未設置のうち、階又は対象物の過半にわたるもの ○技術基準に従って維持されていないと認めるもの

5 第 3 項) ③の一次措置

ア 自動火災報知設備の受信機が作動しないもの
イ 自動火災報知設備の感知器回路の断線等により防火対象物又は部分の全体にわたり未警戒となっている場合

ウ 一の階のすべての避難器具が使用不能の場合

エ 非常電源が設置されていないもの

注1 ベル停止、電源遮断等改修を伴わない維持管理違反については、二次措置として法第8条第4項による防火管理業務適正執行違反命令を発する。注2 法第17条第2項の基準に違反し消防用設備等が設置・維持されていない場合も措置命令の対象となる。

【履行期限】

工事内容に応じて設定する。なお、工事日数については次を参考にする。

1 自動火災報知設備の設置工事における着工届から設置届までの日数調査の結果、全部未設置違反のうち設備を設置して改修されたもの100件について、着工届から設置届までの日数を調査した結果は次のとおりであった。

- ・延べ面積500㎡未満の対象物では、94%が2か月以内
- ・延べ面積500㎡以上1,000㎡未満の対象物では、87%が3か月以内
- ・延べ面積1,000㎡以上の対象物では、95%が4か月以内

2 業者が試算した工事日数

(例1) RC造、地上3階地下1階、延べ面積500㎡の既存雑居ビル(飲食店、カラオケ店)に消防用設備等を新規に設置する場合

(例2) RC造、地上5階地下1階、延べ面積1,000㎡の既存雑居ビル(飲食店、カラオケ店)に消防用設備等を新規に設置する場合

					<p>(例3) RC造地上10階地下1階延べ面積3,000㎡の既存雑居ビル(飲食店、カラオケ店)に消防用設備等新規に設置する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内消火栓 (例1) 見積日数30日 着工届から設置届まで2か月 ・屋内消火栓 (例2) 見積日数30日 着工届から設置届まで3か月 ・屋内消火栓 (例3) 見積日数40日 着工届から設置届まで4か月 ・スプリンクラー (例1) 見積日数30日 着工届から設置届まで4か月 ・スプリンクラー (例2) 見積日数30日 着工届から設置届まで5か月 ・スプリンクラー (例3) 見積日数40日 着工届から設置届まで8か月 ・自動火災報知設備 (例1) 見積日数30日 着工届から設置届まで2か月 ・自動火災報知設備 (例2) 見積日数30日 着工届から設置届まで3か月 ・自動火災報知設備 (例3) 見積日数40日 着工届から設置届まで5か月 <p>(例4) 耐火造、地下3階地下1階、建築面積約650㎡。延べ面積1,800㎡の既存遊技場ビル(パチンコ、カラオケ)全館に屋内消火栓設備を新規に設置する工事についての工事日数は100日</p>
--	--	--	--	--	--

⑩防災管理関係違反（消防法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 1 項関係）

摘要要件		処理基準					事例/履行期限等
		一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
防災管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令 （法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 1 項）	二次措置不履行でかつ ③ 1 の適用要件に該当する場合	③ 1 の一次措置による使用禁止命令（法第 5 条の 2）	<p>1 防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。</p> <p>2 甲種防火管理講習又は防災管理再講習の課程を修了しなければならない期間において、既に防災管理者として選任させている者が、再講習の課程を修了していない場合は、防災管理者未選任の状態となるため、速やかに再講習を受講させ、防災管理者として再度選任し、又は別に防災管理者の資格を有する者を防災管理者として選任し、消防長又は消防署長に届出させる必要がある。</p> <p>【履行期限】 2 週間から 1 か月程度を目安とするが、防災管理講習、防災管理再講習、甲種防火管理再講習を考慮しなければならない場合は、直近の講習日を考慮した期限とする。</p>
防災管理業務不適正	防災管理に係る消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 （法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 4 項）	二次措置不履行でかつ ③ 1 の適用要件に該当する場合	③ 1 の一次措置による使用禁止命令（法第 5 条の 2）	<p>【履行期限】 2 週間以内（防災管理者未選任と併存する場合には、防災管理者未選任の履行期限に 2 週間を加えた期間以内とする。）</p>
	防災管理に係る消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 （法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 4 項）	二次措置不履行でかつ ③ 1 の適用要件に該当する場合	③ 1 の一次措置による使用禁止命令（法第 5 条の 2）	<p>【事例】 ○防災管理上必要な教育等計画の内容が事態と著しく異なるもの</p> <p>【履行期限】 2 週間以内（防災管理者未選任と併存する場合には、防災</p>

				する法第8条第4項)			管理者未選任の履行期限に1週間を加えた期間以内とする。)
消火、通報及び避難訓練未実施	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第36条第1項において準用する法第8条第4項)	二次措置不履行でかつ③1の適用要件に該当する場合	③1の一次措置による使用禁止命令(法第5条の2)		【事例】 ○避難訓練を1年以上実施していないもの 【履行期限】 1か月以内(規模、用途に応じて設定する。)

①統括防災管理関係(消防法第36条第1項において準用する法第8条の2関係)

摘要要件		処理基準					事例/履行期限等
		一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
統括防災管理者未選任		警告	警告事項不履行のもの	選任命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2第5項)	二次措置不履行でかつ③1の適用要件に該当する場合	③1の一次措置による使用禁止命令(法第5条の2)	注 統括防災管理者として届出されていないが、選任され実質的に防災管理業務が行われていることが明らかな場合は、適用要件に該当しないものとみなし指導を継続することができる。 【履行期限】 2週間から1か月程度を目安とする。
統括防災管理業務不適正	防災管理に係る全体についての消防計画未作成	警告	警告事項不履行のもの	作成命令 (法第36条第1項において準用する法第8条の2第6項)	二次措置不履行でかつ③1の適用要件に該当する場合	③1の一次措置による使用禁止命令(法第5条の2)	【履行期限】 2週間から1か月程度を目安とする。 (統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に2週間から1か月程度を加えた期間以内とする。)

防災管理に係る全体についての消防計画が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	適正執行命令 (法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 第 6 項)	二次措置不履行でかつ ③ 1 の適用要件に該当する場合	③ 1 の一次措置による使用禁止命令 (法第 5 条の 2)	【事例】 ○防災管理に係る全体についての消防計画の内容が実態と著しく異なるもの 【履行期限】 2 週間から 1 か月程度を目安とする。 (統括防災管理者未選任と併存する場合には、統括防災管理者未選任の履行期限に 2 週間から 1 か月程度を加えた期間以内とする。)
---------------------------	----	------------	---	--------------------------------	--------------------------------	--

⑫防災管理点検報告 (消防法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 2 及び法第 8 条 2 の 3 関係)

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
防災管理点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	警告	期限までに警告事項不履行のもの	表示の除去又は消印を付することの命令 (法第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項)	第 36 条に該当するもの	告 発	【事例】 ○点検基準に適合せずに適合する旨の表示をしているもの 【履行期限】 原則、即時
偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの	法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 1 項による認定の取り消し (法第 36 条第 1 項において準用する法					【適用要件の意義】 形式的に適合要件に該当すれば、直ちに処理する。 【履行期限】 なし

	第8条の2の3第6項)					
法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項、第17条の4第1項若しくは第2項又は第36条第1項において準用する第8条第3項若しくは第4項の規定による命令がされたもの	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの					
法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの						
防災管理点検の特例認定を受けていないにもかかわらず、防災管理点検の特例認定の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされているもの。	警告	期限までに警告事項不履行のもの	表示の除去又は消印を付すことの命令 (法第36条第1項において準用する第8条の2の2第4項)	第36条に該当するもの	警告発	【適用要件の意義】 ①防災管理対象物であるもの ②防災管理点検失格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められていないにもかかわらず、法第8条の2の2第2項の表示がされている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示がされている。 【履行期限】 なし

⑬防災管理点検報告（消防法第 36 条第 5 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 2 関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにも関わらず、法第 36 条第 3 項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	警 告	期限までに警告事項不履行のもの	表示の除去又は消印を付することの命令（法第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項）	第 36 条に該当するもの	告 発	<p>【適用要件の意義】</p> <p>①防火対象物点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であるもの</p> <p>②防火対象物点検報告及び防災管理点検報告のうち、いずれか一方又はともに点検基準を満たしていないにも関わらず、法第 36 条第 3 項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>なし</p>
防火対象物点検又は防災管理点検の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにも関わらず、法第 36 条第 4 項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの	警 告	期限までに警告事項不履行のもの	表示の除去又は消印を付することの命令（法第 36 条第 1 項において準用する第 8 条の 2 の 2 第 4 項）	第 36 条に該当するもの	告 発	<p>【適用要件の意義】</p> <p>①防火対象物定期点検報告及び防災管理点検報告の義務対象物であるもの</p> <p>②法第 8 条の 2 の 3 第 1 項又は法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 1 項の特例認定のうち、いずれか一方又はともに認定を受けていないにも関わらず、法第 36 条第 4 項の表示が付されている、あるいは、当該表示と紛らわしい表示が付されているもの</p> <p>【履行期限】</p> <p>なし</p>

別表第1の2（第7条関係）

違反処理基準

①危険物の無許可貯蔵又は取扱い（法第10条第1項関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
危険物の無許可貯蔵又は取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの 1 製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物貯蔵し、又は取り扱っているもの 2 製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの様態を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱っているもの	除去命令又は禁止命令（法第16条の6第1項）		告発（告発法第45条両罰規定の適用あり）			1 製造所以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所のすべてを対象とする 2 製造所等において当該貯蔵、又は取扱いの様態を逸脱して指定数量以上の危険物を貯蔵し又は取り扱っているものの例として、次のような場合がある (1) 屋内貯蔵所の保有空地に指定数量以上の危険物を貯蔵している (2) 給油取扱所の敷地内に危険物をドラム缶で指定数量以上貯蔵している 【履行期限】 原則、即時
製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取り扱っているもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第16条の6第1項）		告発（告発法第45条両罰規定の適用あり）	本欄は、実態の危険物を考慮し警告により適切な行政指導を行った後、なお、是正されない場合は、速やかに二次措置に移行する 【履行期限】 原則、即時

②製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反（消防法第10条第3項関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
1 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて法第10条第3項の基準に違反しているもの	基準遵守命令（法第11条）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条）	使用停止命令不履行のもの	告発（法第45条両罰規定の適用あり）	本欄に該当する事例としては次のような場合がある 1 移動タンク貯蔵所に係るもので次に示すもの

で、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの	の 5 第 1 項・第 2 項)	の	の 2 第 2 項第 1 号)		り)	<p>(1) 特殊引火物、第一石油類及び第 2 石油類を移送又は取り扱っているもので、漏れ、溢れ、飛散等があるもの</p> <p>(2) 令第 27 条第 6 項第 4 号の規程に違反して危険物を取り扱っているもの</p> <p>2 放電加工機を使用している一般取扱所において、放電加工油槽内の油量不足により放電の際、油が飛散しているもの、又は火災が発生するおそれがあるもの</p> <p>【履行期限】 改修、移転、除去その他措置を行うために合理的な期間とする</p>
2 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第 10 条第 4 項の基準に違反しているもので、漏えい、溢れ、飛散等ふああるもの又はそのおそれがあるもの	警 告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令 (法第 11 条の 5 第 1 項・第 3 項)	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令 (法第 12 条の 2 第 2 項第 1 号)	<p>1 三次措置は基準遵守命令不履行のもので、災害発生危険が大きいもの</p> <p>2 本欄は、災害発生危険のある基準違反を対象とするものであり、軽微な基準違反については必ずしも対象としない。ただし、軽微な基準違反が繰り返し行われているような場合には、本項に該当するものとして取り扱って支障ない</p>
3 法第 11 条第 1 項の規程による許可若しくは法第 11 条の 4 第 1 項の規程による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備変更許可を要するもの	警 告	警告事項不履行のもの	除去命令 (法第 11 条の 5 第 1 項・第 2 項)	除去命令不履行のもの	使用停止命令 (法第 12 条の 2 第 2 項第 1 号)	<p>3 本欄の「許可品名以外の貯蔵等」の違反については、当該違反によって適用される技術上の基準が異なる場合を対象とし、単に手続き上の違反については本項に基づく措置は行わず、当該変更に係る届出をさせることとしてさしつかえない</p> <p>【履行期限】 慣習、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする</p>

③製造所の位置、構造又は設備の無許可変更（消防法第11条第1項関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第1項第1号)	使用停止命令不履行のもの	許可の取り消し (法第12条の2第1号第1項)	<p>1 法第11条第1項違反に対しては、法的に法第12条の2第1項の使用停止命令又は許可の取り消しのいずれかを選択して発動することが可能であるが、運用上、許可の取り消しはこれ以外に火災等の災害の発生や拡大を防止する手段がないと認められる場合に行うこととする なお、法第12条の2第1項に掲げる事項において措置する場合も同様とする</p> <p>2 法第11条第1項違反により、構造、設備等が基準不適合となった場合は、法第12条第1項違反を構成し、違反項目欄⑰の法第12条第2項の基準適合命令の対象となる</p> <p>【履行期限】 変更手続き、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする</p>

④製造所等の完成検査前使用（消防法第11条第5項関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
設置許可又は変更許可に係る完成検査前に使用しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第1項第2号)	使用停止命令不履行のもので、法第10条第4項の基準に適合していないもの	許可の取り消し (法第12条の2第1号第2項)	<p>1 本欄については、違反内容に係る危険性に着目して、法第10条第4項の基準に適合しないもの又は災害等の発生危険若しくは拡大危険があるものを重点として運用する</p> <p>2 仮使用承認を受けているもので、使用停止命令を行う場合は仮使用承認を撤回してから措置する</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>

⑤製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反（消防法第12条第1項関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
1 法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きなもの	基準適合命令（法第12条第2項）	基準適合命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）	<p>1 本欄は、法第10条第4項の基準に不適合であり、火災等の災害発生危険が著しく大きい場合を対象とする</p> <p>該当する事例としては、次のような場合がある</p> <p>(1) 配管に亀裂を生じ、現に危険物の漏えいが認められるもの</p> <p>(2) 配管等に腐食が著しく、危険物の漏えいが切迫しているもの</p> <p>(3) 屋外の貯蔵タンクの架台が著しく腐食し又は変形しており、目前に転倒落下危険が認められるかももの</p> <p>2 過去に二次措置を行った施設については、使用停止命令と同時に許可の取り消しを検討する</p> <p>【履行期限】 原則、即時</p>
2 法第10条第4項の基準に適合しないもの（上覧の場合を除く。）	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）	<p>1 違反内容が災害発生につながるおそれのある場合を対象とする。該当する事例として次のような場合がある</p> <p>(1) 防油堤に亀裂や破損があり、危険物が漏えいした場合、防油堤の外に流出するおそれのあるもの</p> <p>(2) 危険物施設内の電気設備が損傷し、火花を発生するおそれがあるもの</p> <p>【履行期限】 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする</p>

⑥製造所等の緊急使用停止等（消防法第12条の3）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生に極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令（又は使用制限命令（法第12条の3第1項）	使用停止命令又は使用制限命令不履行のもの	告発（法第45条の適用あり			本欄は、製造所等又はその周囲の状況が公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要がある場合に発動されるものであり、危険な状態となった原因が製造所等にあるか否かを問わない 【履行期限】 原則、即時

⑦製造所等における危険物保安監督者の未選任等（消防法第13条第1項・第3項）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
1 危険物保安監督者を選任していないもの又は危険物保安監督者を選任しているが必要な保安監督業務が行われていないもの	警告	警告事項不履行のもので、当該違反状態が長期間継続するなど内容が悪質なもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第3号）	使用停止命令不履行のもの	告発	1 危険物保安監督者の未選任について、資格者がいないため選任できない場合と、資格者がいながら選任していない場合とを問わない 2 保安監督業務不履行とは、危険物保安監督者を選任しているが、職制上の事由等から必要な監督業務が行い得ないもので、所有者、管理者又は占有者にその責を帰するのが相当の場合である 【履行期限】 危険物施設における権原ごとの危険物保安監督者選任、指導状況を踏まえて期限を設定する
2 危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警告					無資格者による危険物の取り扱いの繰り返しなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる 【履行期限】 危険物施設における危険物取扱者の選任を踏まえて期限を設定する

⑧危険物保安監督者の法令違反等

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
1 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたもの	解 任 命 令 (法第13条の24)	解任命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第4号)	使用停止命令不履行のもの	告発(法第45条の適用あり)	1 本欄における解任命令不履行の場合の使用停止命令は、災害等の発生危険があるもの又は災害が発生した場合、延焼拡大危険があるものを重点として運用する 2 危険物保安統括管理者等に保安業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障がある場合の例として、次のような場合がある (1) 保安監督業務を同時に履行し得ない2以上の施設で同一人が危険物保安監督者に選任されている場合 (2) 職制等の事情から保安監督業務を行い得ない場合 (3) 旅行、疾病その他の事由により、長時間その業務を行うことができない者 (4) 遵法精神が著しく欠如している場合 (5) 保安業務の不履行により災害を発生させた場合 また、危険物保安統括管理者等が保安統括管理者等業務を行わない事情が関係者にあるか、当該危険物保安統括管理者等にあるかを問わず、現実に保安業務を行っていないことにより支障があれば、本件に該当する 【履行期限】 危険物施設における権原ごとの危険物保安監督者の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する
2 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者に保安業務を引続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障があるもの	警 告	警告事故不履行のもの	解 任 命 令 (法第13条の24)	解任命令不履行のもの	使用停止命令(法第12条の2第2項第4号)	

⑨ 予防規程未作成等（消防法第 14 条の 2 関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
1 予防規程を作成していないもの	警告	警告事故不履行のもの	再警告		告発（法第 45 条両罰規定の適用あり）	予防規程未作成の状態が長期間継続するなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる 【履行期限】 危険物施設における予防規程の作成、指導状況を踏まえて、期限を設定する
2 予防規程を定めているが、内容的に火災予防上適当でないもの	警告	警告事故不履行のもの	変更命令（法第 14 条の 2 第 3 項）	変更命令不履行のもの	告発（法第 45 条両罰規定の適用あり）	本欄に該当する事例としては、予防規程の内容する法第 10 条第 3 項に適合していない場合、認可された予防規程がその後の製造所等の状況に合わせて適切に変更されていない場合がある 【履行期限】 予防規程の内容、指導状況を踏まえて、期限を設定する
3 予防規程にさだめているものを遵守していないもので、災害発生危険があるもの又は当該違反に起因した災害が発生したもの	警告					

⑩ 特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施（消防法第 14 条の 3 第 1 項・第 2 項関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警告	法第 10 条第 4 項の基準に適合していないもの	使用停止命令（法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第 12 条の 2 第 1 項第 4 号）	保安検査又は定期点検未実施に該当するものとして、危険物施設の許可を取り消すことができる場合としては、原則として次に掲げる場合が考えられる 1 法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、期間

		ので、火災等の災害危険があるもの				を定めて危険物施設の使用の停止を命じたにもかかわらず、当該危険物の所有者、管理者又は占有者が当該命令に違反したとき
--	--	------------------	--	--	--	---

⑪製造所等の定期点検未実施等（消防法第14条の3の2関係）

1 定期点検未実施のもの	警 告	警告事項不履行のもの のうち、法第10条第4項の基準に違反し火災等の災害危険があるもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第5号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第5号）	<p>2 同項の規定に基づき期間を定めて危険物施設の使用の停止を命じ、危険物施設の所有者、管理者又は占有者が当該命令に従った場合であつて、当該使用の停止を命じられた相当の期間内に正当な理由がなく当該使用の停止を命じられるに至った保安検査又は定期点検に関する規定の違反に該当する事実について改善がなされず、なお再び使用されることにより公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれが極めて高いと判断できるとき</p> <p>3 客観的状況から判断して、当該危険物施設の位置、構造及び設備が法第10条第4項の技術上の基準に適合していないおそれが高く、かつ、法第12条の2第1項の規定に基づく危険物施設の使用停止命令のみでは不十分であると判断できるとき</p> <p>【履行期限】 保安検査、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする</p>
		上記以外のもの	再警告	再警告不履行のもの	上記二次措置による	
2 点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警 告	警告事項不履行のもの	報告徴収命令（法第16条の5第1項）	報告徴収命令不履行のもの	告発（法第45条両罰規定の適用あり）	【履行期限】 原則、即時

⑫危険物の運搬に関する基準違反（消防法第 16 条関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
危険物の運搬基準に違反しているもの	警告	警告事項不履行のもの	再警告		告発（法第 45 条両罰規定の適用あり）	【履行期限】 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする

⑬移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送（消防法第 16 条の 2 第 1 項関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	警告	警告事項不履行のもの	再警告		告発（法第 45 条両罰規定の適用あり）	【履行期限】 原則、即時

⑭製造所等における事故発生時の応急措置未実施（消防法第 16 条の 3 第 1 項関係）

摘要要件	処理基準					事例/履行期限等
	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置	
製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去、その他応急措置を講じていないもの	応急措置実施命令（法第 16 条の 3 第 3 項・第 4 項）	応急措置実施命令不履行のもの	告発（法第 45 条の両罰規定の適用あり）			応急措置がまったく行われていない場合のほか、当該事故における最善の措置とられていない場合も該当する 【履行期限】 原則、即時

別表第2（第7条関係）

違反処理基準

規定違反に対する直接の罰則規定が適用される違反

違反項目	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置
1 立入検査の拒否、妨害、忌避等を行った者（法第4条第1項・法第16条の5第1項）	正当な理由なく検査の拒否若しくは妨害等があった場合	警告	正当な理由なく検査の拒否若しくは妨害等が繰り返され、第36条に該当する場合	告発
2 防火対象物点検虚偽表示をした者（法第8条の2の2第3項）	違反の事実認められた場合	警告	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発 (法第45条両罰規定の適用あり)
2-2 防災管理点検の表示に係る虚偽表示をした者（法第36条第5項において準用する第8条の2の2第3項）	違反の事実認められた場合	警告	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発 (法第45条両罰規定の適用あり)
3 防火対象物点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者（法第8条の2の3第8項に準用する第8条の2の2第3項）	違反の事実認められた場合	警告	表示の除去、消印の指導に応じず、第36条に該当するもの	告発 (法第45条両罰規定の適用あり)
3-2 防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者（法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第8項において準用する法第8条の2の2第4項）	違反の事実認められた場合	警告	表示の除去、消印の指導に応じず第36条に該当するもの	告発 (法第45条両罰規定の適用あり)
3-3 防火対象物点検の特例認定及び防災管理点検の特例認定の表示に係る虚偽表示をした者（法第36条第5項において準用する第8条の2の2第3項）	違反の事実認められた場合	警告	表示の除去、消印の指導に応じず、第36条に該当するもの	告発 (法第45条両罰規定の適用あり)

4 防災対象物品の表示違反をした者（法第8条の3第3項）	違反の事実認められた場合	警 告	不正な表示又は紛らわしい表示の除去に応じず、第36条に該当する場合	告 発 (法第45条両罰規定の適用あり)
5 消防用設備又は特殊消防用設備等の検査受任義務に違反した者（法第17条の3の2）	期限までに指導事項不履行のもの	警 告	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告 発
6 防火管理者選解任届出義務に違反した者（法第8条第2項）	違反の事実認められた場合	警 告	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告 発
6-2 防災管理者選解任届出義務に違反した者（法第36条第1項において準用する第8条第2項）	違反の事実認められた場合	警 告	再三の指示に従わない場合	告 発
7 消防設備士の工事整備対象設備等着工届出義務に違反した者（法第17条の14）	違反の事実認められた場合	警 告	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告 発

別表第2の2（第7条関係）

違反処理基準

規定違反に対する直接の罰則規定が適用される違反

違反項目	適用要件	一次措置
1 製造所等における危険物の流出等による火災の危険（ただし、公共の危険の発生が必要）を発生（故意）させた者	第36条に該当する場合	告発 （法第45条両罰規定の適用あり）
2 上記により致死傷させた者	第36条に該当する場合	告発 （法第45条両罰規定の適用あり）
3 製造所等における危険物の流出等による火災の危険（ただし、公共の危険の発生が必要）を発生（過失）させた者	第36条に該当する場合	告発
4 上記により致死傷させた者	第36条に該当する場合	告発
5 圧縮アセチレン等の貯蔵又は取扱い届出義務に違反した者（法第9条の3第1項、第2項）	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発
6 指定数量未満の危険物又は指定可燃物等の貯蔵及び取扱いに違反した者（条例第30条、第31条、第33条、第34条、第34条の2）	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発 （法第45条両罰規定の適用あり）
7 製造所等以外における指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いに違反した者（法第10条第1項）	第36条に該当する場合	告発 （法第45条両罰規定の適用あり）
8 製造所等における危険物の貯蔵・取扱いにおいて危政令で定める技術上の基準に違反した者（法第10条第3項）	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発 （法第45条両罰規定の適用あり）
9 製造所等の設置又は変更する際に許可を受ける義務に違反した者（法第11条第1項）	第36条に該当する場合	告発 （法第45条両罰規定の適用あり）
10 製造所等の完成検査前使用を行った者（法第11条第5項）	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発 （法第45条両罰規定の適用あり）
11 製造所等の譲渡・引渡の届出義務に違反した者（法第11条第6項）	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発
12 危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出義務に違反した者（法第11条の4第1項）	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発

13 製造所等の用途の廃止の届出義務に違反した者 (法第12条の6)	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発
14 危険物保安統括管理者の選解任届出義務に違反した者(法第12条の7第2項)	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発
15 危険物保安監督者の選任義務に違反して危険物保安監督者を定め ないで事業を行った者(法第13条第1項)	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発 (法第45条両罰規定の適用あり)
16 危険物保安監督者の選解任届出義務に違反した者(法第13条第 2項)	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発
17 製造所等における危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合 の危険物立会い義務に違反した者(法第13条第3項)	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発
18 予防規程の作成認可の規定に違反して危険物を貯蔵し、若しく は取扱った者(法第14条の2第1項)	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発 (法第45条両罰規定の適用あり)
19 保安検査を受ける義務に違反した者(法第14条の3第1項・第 2項)	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発 (法第45条両罰規定の適用あり)
20 定期点検記録の作成及び保存の義務に違反した者(法第14条の 3の2)	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発
21 危険物の運搬等において、危政令で定める技術上の基準に違反 した者(法第16条)	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発 (法第45条両罰規定の適用あり)
22 危険物の移送時の危険物取扱者の乗車義務に違反した者(法第 16条の2第1項)	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発 (法第45条両罰規定の適用あり)
23 移動タンク貯蔵所に乗車時の危険物取扱免状携帯義務に違反し た者(法第16条の2第3項)	再三の指導に従わず、第36条に該当する場合	告発
24 製造所等における緊急事故通報義務に違反した者(法第16条の 3第2項)	第36条に該当する場合	告発
25 製造所等の立入検査等の拒否、妨害、忌避等をした者(法第16 条の5第1項)	正当な理由なく検査の拒否若しくは妨害等 が繰り返され、第36条に該当する場合	告発

26 移動タンク貯蔵所の停止措置等に違反した者 (法第 16 条の 5 第 2 項)	第 36 条に該当する場合	告発
---	---------------	----

備考

この表中、法令略称で「危政令」は、次による。

危険物の規制の関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）

別表第 3（第 24 条第 2 項関係）

聴聞の機会が付与される不利益処分

	根拠条文	措置内容
①	法第 8 条の 2 の 3 第 6 項	防火対象物点検の特例認定取消し
②	法第 12 条の 2 第 1 項	危険物施設の許可の取消し
③	法第 13 条の 24	危険物統括保安管理者又は危険物保安監督者の解任命令
④	法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条の 2 の 3 第 6 項	防災管理点検の特例認定取消し

別表第 4（法第 24 条第 3 項関係）

弁明の機会が付与される不利益処分

	根拠条文	措置内容
①	法第 5 条第 1 項	防火対象物に対する火災予防措置命令
②	法第 5 条の 2 第 1 項	防火対象物に対する使用禁止命令等
③	法第 5 条の 3 第 1 項	防火対象物に対する危険排除のための措置命令
④	法第 8 条第 4 項	防火管理業務適正執行命令
⑤	法第 12 条の 2 第 1 項、第 2 項	危険物施設の使用停止命令
⑥	法第 14 条の 2 第 3 項	予防規程の変更命令
⑦	法第 17 条の 4	消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置維持命令
⑧	法第 36 条第 1 項において準用する法第 8 条第 4 項	防災管理業務適正執行命令

備考

ただし、手続法第 13 条第 2 項第 1 号の規定により適用除外となり、弁明手続が実施されないことがある。